

○全株懇株式実務総覧の整備に伴う定款モデル等の改正について

〔平成 23 年 4 月 8 日〕  
〔全国株懇連合会理事会決定〕

全株懇株式実務総覧の整備に伴い、下記のとおり近年の関連政省令改正による変更への対応、その他所要の変更を行いましたので、ご通知いたします（下線は変更箇所）。

記

I. 定款モデル

変更前	変更後
<p><u>附 則</u>  <u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>  <u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p> <p>【補足説明】                      &lt;略&gt;                      4. 第 7 条（単元株式数）                      (1) 1 単元の株式の数は、<u>1,000 株以下</u>でなければならない。（会社法第 188 条、会社法施行規則第 34 条）。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>【補足説明】                      &lt;略&gt;                      4. 第 7 条（単元株式数）                      (1) 1 単元の株式の数は、<u>1,000 および発行済株式の総数の 200 分の 1 を超えることはできない</u>（会社法第 188 条、会社法施行規則第 34 条）。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>

II. 少数株主権等行使対応指針

変更前

指針	説明
<p>4. 少数株主権等の権利行使を受けた発行会社が行うべき事項                      (1) ~ (2) &lt;略&gt;                      (3) 少数株主権等を行使しようとする株主が個別株主通知上に示された株主本人であるかどうか、代理人による権利行使の場合には株主から正当な授権行為が為されているかどうか、代理人が委任を受けた受任者と同一人であるかどうか確認する。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>○少数株主権等を行使する場合には、振替法第 154 条に定める個別株主通知の手続を行う必要がある。この個別株主通知の手続を行うと、口座管理機関は受付票を株主に交付することになっている。個別株主通知は、株主の申出から発行会社への通知まで<u>最短で 4 営業日</u>かかるため、当該期間中に少数株主</p>

<p>(4) &lt;略&gt;</p> <p><b>5. 法定要件の確認</b></p> <p>(1) 個別株主通知に基づく権利行使可能期間は、振替機関による発行会社への個別株主通知が為されてから4週間を経過する日までとされているので当該権利行使可能期間内に少数株主権等の権利行使が為されているかどうか確認する。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>	<p>権等が行使された場合には発行会社としては権利行使要件等を確認することができないこととなる。株主が行使しようとする権利内容によっては、この空白期間を架橋するため受付票の提供を受け、もって少数株主権等の行使を認めることが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○法文上は、「通知がされた後」となっているので、振替機関により通知が為され、個別株主通知が発行会社（株主名簿管理人）に到達した日の翌日（初日不算入）から4週間以内に為されたかどうか確認する。（証券保管振替機構作成の「株式等振替制度に係る業務処理要領」では、個別株主通知の請求があった場合には、最短4営業日目に株主名簿管理人宛に個別株主通知が為されることとなっている。）</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>
---	--

変更後

指針	説明
<p><b>4. 少数株主権等の権利行使を受けた発行会社が行うべき事項</b></p> <p>(1) ~ (2) &lt;略&gt;</p> <p>(3) 少数株主権等を行使しようとする株主が個別株主通知上に示された株主本人であるかどうか、代理人による権利行使の場合には株主から正当な授権行為が為されているかどうか、代理人が委任を受けた受任者と同一人であるかどうか確認する。</p> <p>(4) &lt;略&gt;</p> <p><b>5. 法定要件の確認</b></p> <p>(1) 個別株主通知に基づく権利行使可能期間は、振替機関による発行会社への個別株主通知が為されてから4週間を経過する日までとされているので当該</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>○少数株主権等を行使する場合には、振替法第154条に定める個別株主通知の手続を行う必要がある。この個別株主通知の手続を行うと、口座管理機関は受付票を株主に交付することになっている。個別株主通知は、株主の申出から発行会社への通知まで原則として4営業日かかるため、当該期間中に少数株主権等が行使された場合には発行会社としては権利行使要件等を確認することができないこととなる。株主が行使しようとする権利内容によっては、この空白期間を架橋するため受付票の提供を受け、もって少数株主権等の行使を認めることが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○法文上は、「通知がされた後」となっているので、振替機関により通知が為され、個別株主通知が発行会社（株主名簿管理人）に到達した日の翌日（初日</p>

<p>権利行使可能期間内に少数株主権等の権利行使が為されているかどうか確認する。  &lt;以下、略&gt;</p>	<p>不算入) から4週間以内に為されたかどうか確認する。(証券保管振替機構作成の「株式等振替制度に係る業務処理要領」では、個別株主通知の請求があった場合には、原則として4営業日目に株主名簿管理人宛に個別株主通知が為されることとなっている。)  &lt;以下、略&gt;</p>
--	---

### Ⅲ. 株主本人確認指針

変更前

指針	説明
<p>2. 株主本人確認の方法  (1) &lt;略&gt;  (2) 少数株主権等行使の場合  少数株主権等を発行会社に対し直接行使する場合には、以下の方法により株主本人確認を行う。  &lt;以下、略&gt;</p>	<p>&lt;略&gt;  ○&lt;略&gt;</p> <p>○個別株主通知を株主が自己が振替口座を開設する直近上位機関に申出て、発行会社に実際に通知が為されるまで最短で4営業日かかる。したがって、個別株主通知を申出てから4営業日間は、発行会社としては権利行使要件を満たしているか確認できないこととなる。しかし、受付票が少数株主権等行使の際にあわせて提供されれば個別株主通知の申出が行われたことは確認できるため少数株主権等の内容によってはその権利行使を即座に認めることも可能となるし、個別株主通知を待ち、権利行使要件の充足を確認しなければ行使を認めることができないような少数株主権等の場合であっても受付のみはすることができることから、個別株主通知が発行会社宛に為されるまでの期間を架橋する資料として、受付票の添付を求めることが考えられる。  &lt;以下、略&gt;</p>

変更後

指針	説明
<p>2. 株主本人確認の方法</p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(2) 少数株主権等行使の場合  少数株主権等を発行会社に対し直接行使する場合には、以下の方法により株主本人確認を行う。  &lt;以下、略&gt;</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>○&lt;略&gt;</p> <p>○個別株主通知を株主が自己が振替口座を開設する直近上位機関に申出て、発行会社に実際に通知が為されるまで原則として4営業日かかる。したがって、個別株主通知を申出てから4営業日間は、発行会社としては権利行使要件を満たしているか確認できないこととなる。しかし、受付票が少数株主権等行使の際にあわせて提供されれば個別株主通知の申出が行われたことは確認できるため少数株主権等の内容によってはその権利行使を即座に認めることも可能となるし、個別株主通知を待ち、権利行使要件の充足を確認しなければ行使を認めることができないような少数株主権等の場合であっても受付のみはすることができることから、個別株主通知が発行会社宛に為されるまでの期間を架橋する資料として、受付票の添付を求めることが考えられる。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>

IV. 特別口座における名義書換失念株式救済指針

変更前

指針	説明
<p>2. 定義</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>失念株主：  &lt;略&gt;</p> <p>[主務省令で定める者]</p> <p>i ~ iv &lt;略&gt;</p> <p>v &lt;略&gt;</p> <p>vi &lt;略&gt;</p> <p>vii 発行者が株式移転に際して交付する振替株式について振替法 130 条 1 項の通知または振替の申請をした場合にあっては、当該通知または申請の前に当該株式移転をする株式会社</p>	<p>・ 命令 16 条 1 号~7 号</p>



一般承継人 ＜以下、略＞	
-----------------	--

V. 事業報告モデル

変更前	変更後
<p>【補足説明】</p> <p>4. 会社役員に関する事項</p> <p>①～⑤＜略＞</p> <p>⑥ 辞任した会社役員または解任された会社役員（株主総会または種類株主総会の決議によって解任された者を除く。）があるときは、その氏名、会社法第 345 条第 1 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見（監査役の解任や辞任について株主総会において述べられる監査役の意見）があるときは、その意見の内容、会社法 345 条第 2 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の理由（辞任監査役が、辞任後最初に招集される株主総会において述べる、辞任した旨およびその理由）があるときは、その理由</p> <p>⑦～⑨＜略＞</p> <p>(1) ＜略＞</p> <p>(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額（施行規則 121 条 3 号、124 条 6 号）</p> <p>①～②＜略＞</p> <p>③ 社外取締役または社外監査役が当社の親会社または親会社（親会社がない会社にあつては当社）の子会社から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額（施行規則 121 条 8 号）</p> <p>＜略＞</p> <p>(3) 社外取締役および社外監査役に関する事項（施行規則 124 条）</p> <p>社外取締役または社外監査役ごとに以下の事項を記載する（なお、⑥、⑦、⑧（施行規則 124 条 6 号、7 号、8 号）の記載は、上記(2)において記載している。）。ただし、以下の①から⑤の項目については、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている（会社法施行規則 124 条 1 号カッ</p>	<p>【補足説明】</p> <p>4. 会社役員に関する事項</p> <p>①～⑤＜略＞</p> <p>⑥ 辞任した会社役員または解任された会社役員（株主総会または種類株主総会の決議によって解任された者を除く。）があるときは、その氏名、会社法第 345 条第 1 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見（監査役の解任や辞任について株主総会において述べられる監査役の意見）があるときは、その意見の内容、会社法第 345 条第 2 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の理由（辞任監査役が、辞任後最初に招集される株主総会において述べる、辞任した旨およびその理由）があるときは、その理由</p> <p>⑦～⑨＜略＞</p> <p>(1) ＜略＞</p> <p>(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額（施行規則 121 条 3 号、124 条 6 号）</p> <p>①～②＜略＞</p> <p>③ 社外取締役または社外監査役が当社の親会社または親会社（親会社がない会社にあつては当社）の子会社から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額（施行規則 124 条 8 号）</p> <p>＜略＞</p> <p>(3) 社外取締役および社外監査役に関する事項（施行規則 124 条）</p> <p>社外取締役または社外監査役ごとに以下の事項を記載する（なお、⑥、⑦、⑧（施行規則 124 条 6 号、7 号、8 号）の記載は、上記(2)において記載している。）。ただし、以下の①から⑤の項目については、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限られている（施行規則 124 条 1 号カッコ書）。</p>

<p>コ書)。このため、⑨の事項がある場合は、(3)に記載されている社外役員以外の者が記載対象になる場合があることから、(3)とは別に、(4)として記載する。</p> <p>①～⑥&lt;略&gt;</p> <p>⑦ 当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった <u>会社役員</u>の報酬等（施行規則 124 条 7号）</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>	<p>このため、⑨の事項がある場合は、(3)に記載されている社外役員以外の者が記載対象になる場合があることから、(3)とは別に、(4)として記載する。</p> <p>①～⑥&lt;略&gt;</p> <p>⑦ 当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった <u>社外役員</u>の報酬等（施行規則 124 条 7号）</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>
---	---

## VI. 招集通知モデル

変更前	変更後
<p>【補足説明】</p> <p>(6) 招集の決定事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>①日時</p> <p>会社法では、株主総会の日時は法定記載事項とされている（会社法 299 条 4 項、298 条 1 項 1 号）。元号表示もしくは西暦表示で年月日と曜日ならびに開始時刻を記載する。</p> <p>定時株主総会の場合、開催日が、前回定時株主総会の開催日に相当する日から著しく離れた日である場合には、その日時を決定した理由を記載しなければならない（施行規則 63 条 1 項 1 号イ）。その場合の記載場所としては、決定事項の日時の注記として記載することが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>②場所</p> <p>会社法では、株主総会の開催場所は法定記載事項とされている（会社法 299 条 4 項、298 条 1 項 1 号）。借会場を使用する場合、開催場所の記載としては当該会場の住所に加えて建物の名称、階数、会場名を具体的に記載するのが一般的である。開催場所の記載とともに、末尾に会場案内図を掲載している旨や、前回と会場が変更されている場合にその旨の案内を注記する事例も多い。また、過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所で開催する場合、その場所を決定した理由を記載しなければならない（施行規則 63 条 1 項 2 号）。その場合の記載場所としては、決定事項の場所</p>	<p>【補足説明】</p> <p>(6) 招集の決定事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>①日時</p> <p>会社法では、株主総会の日時は法定記載事項とされている（会社法 299 条 4 項、298 条 1 項 1 号）。元号表示もしくは西暦表示で年月日と曜日ならびに開始時刻を記載する。</p> <p>定時株主総会の場合、開催日が、前回定時株主総会の開催日に相当する日から著しく離れた日である場合には、その日時を決定した理由を記載しなければならない（施行規則 63 条 1 号イ）。その場合の記載場所としては、決定事項の日時の注記として記載することが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>②場所</p> <p>会社法では、株主総会の開催場所は法定記載事項とされている（会社法 299 条 4 項、298 条 1 項 1 号）。借会場を使用する場合、開催場所の記載としては当該会場の住所に加えて建物の名称、階数、会場名を具体的に記載するのが一般的である。開催場所の記載とともに、末尾に会場案内図を掲載している旨や、前回と会場が変更されている場合にその旨の案内を注記する事例も多い。また、過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所で開催する場合、その場所を決定した理由を記載しなければならない（施行規則 63 条 2 号）。その場合の記載場所としては、決定事項の場所の注</p>

<p>の注記として記載することが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>③目的事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア. 報告事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>この場合、法務省令に定める要件は以下の通りである（<u>会社計算規則 163 条</u>）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>なお、計算書類とは、「貸借対照表」と「損益計算書」のほか法務省令で定められた「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」をいう（<u>会社法 453 条 2 項</u>、<u>会社計算規則 91 条 1 項</u>）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>「連結計算書類」とは、「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」をいう（<u>会社計算規則 93 条</u>）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(7) その他の招集の決定事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑧は、「招集にあたっての決定事項」として記載することが考えられる。インターネット開示によるみなし提供を行う場合は、招集通知（または株主総会参考書類）に、株主総会参考書類に記載しないものとする事項と当該記載事項を開示しているウェブサイトのアドレスを記載しなければならない。インターネット上で開示して、株主総会参考書類に記載しない事項としては、役員選任議案に係る社外役員に関する事項等が考えられる。また、事業報告の一部や、計算書類に係る個別注記表および連結計算書類についても、定款に規定すれば、同様にインターネット開示によるみなし提供の対象となるが（<u>施行規則 133 条 3 項</u>、<u>計算規則 161 条 4 項</u>、<u>162 条 4 項</u>）、この場合においても、当該アドレスを株主に通知することが求められている。したがって、株主総会参考書類のアドレスと併せて事業報告の一部、計算書類に係る個別注記表および連結計算書類を開示しているアドレスを招集通知に記載することが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記として記載することが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>③目的事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア. 報告事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>この場合、法務省令に定める要件は以下の通りである（<u>計算規則 135 条</u>）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>なお、計算書類とは、「貸借対照表」と「損益計算書」のほか法務省令で定められた「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」をいう（<u>会社法 453 条 2 項</u>、<u>計算規則 59 条 1 項</u>）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>「連結計算書類」とは、「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」をいう（<u>計算規則 61 条</u>）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(7) その他の招集の決定事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑧は、「招集にあたっての決定事項」として記載することが考えられる。インターネット開示によるみなし提供を行う場合は、招集通知（または株主総会参考書類）に、株主総会参考書類に記載しないものとする事項と当該記載事項を開示しているウェブサイトのアドレスを記載しなければならない。インターネット上で開示して、株主総会参考書類に記載しない事項としては、役員選任議案に係る社外役員に関する事項等が考えられる。また、事業報告の一部や、計算書類に係る個別注記表および連結計算書類についても、定款に規定すれば、同様にインターネット開示によるみなし提供の対象となるが（<u>施行規則 133 条 3 項</u>、<u>計算規則 133 条 4 項</u>、<u>134 条 4 項</u>）、この場合においても、当該アドレスを株主に通知することが求められている。したがって、株主総会参考書類のアドレスと併せて事業報告の一部、計算書類に係る個別注記表および連結計算書類を開示しているアドレスを招集通知に記載することが考えられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>
---	---



(8) その他の記載事項

①～② <略>

③株主総会参考書類等の記載事項の修正方法

招集通知発出後に株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項について修正すべき事情が生じた場合に備えて、修正後の事項を株主に周知させる方法を招集通知と併せて通知することができることになった（施行規則 65 条 3 項、133 条 6 項、計算規則 161 条 7 項、162 条 7 項）。修正事項が発生した場合、対応の便宜性、迅速性の観点から、インターネット上に開示することが考えられるが、その場合は、その旨と当該ウェブサイトのアドレスを通知することになる。記載場所としては、狭義の招集通知の末尾が考えられる。総会出席の際のお願いと併記する場合は、（お願い）の見出しは削除する。

④事業報告、計算書類および連結計算書類のインターネット開示

事業報告、計算書類および連結計算書類の株主への提供に際し、定款にその旨の定めを設ければ、事業報告の一部、個別注記表および連結計算書類については、インターネット開示することにより株主に提供したものとみなされるが、その場合には、株主に対してアドレスを通知しなければならない（施行規則 133 条 3 項、同 4 項、計算規則 161 条 4 項、同 5 項、162 条 4 項、同 5 項）。この場合の記載場所としては、前述のとおり、株主総会参考書類のインターネット開示と併せて招集通知に記載することになる。

<以下、略>

(8) その他の記載事項

①～② <略>

③株主総会参考書類等の記載事項の修正方法

招集通知発出後に株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項について修正すべき事情が生じた場合に備えて、修正後の事項を株主に周知させる方法を招集通知と併せて通知することができることになった（施行規則 65 条 3 項、133 条 6 項、計算規則 133 条 7 項、134 条 7 項）。修正事項が発生した場合、対応の便宜性、迅速性の観点から、インターネット上に開示することが考えられるが、その場合は、その旨と当該ウェブサイトのアドレスを通知することになる。記載場所としては、狭義の招集通知の末尾が考えられる。総会出席の際のお願いと併記する場合は、（お願い）の見出しは削除する。

④事業報告、計算書類および連結計算書類のインターネット開示

事業報告、計算書類および連結計算書類の株主への提供に際し、定款にその旨の定めを設ければ、事業報告の一部、個別注記表および連結計算書類については、インターネット開示することにより株主に提供したものとみなされるが、その場合には、株主に対してアドレスを通知しなければならない（施行規則 133 条 3 項、同 4 項、計算規則 133 条 4 項、同 5 項、134 条 4 項、同 5 項）。この場合の記載場所としては、前述のとおり、株主総会参考書類のインターネット開示と併せて招集通知に記載することになる。

<以下、略>

Ⅶ. 株主総会参考書類モデル

変更前

(株主提案)  
 第 11 号議案から第 12 号議案までは株主提案によるものであります。  
 第 11 号議案 取締役○名選任の件  
 (1) 提案の内容  
 取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人 等の代表状況	所有する当社 の株式の数
○○○○ (昭和○年○月○日生)	昭和○年○月 ○○大学卒業 昭和○年○月 ○○株式会社入社 平成○年○月 同社取締役 平成○年○月 ○○株式会社設立代 表取締役 (他の法人等の代表状況) ○○株式会社代表取締役	○, ○○○株

<略>

【補足説明】  
 <略>

(第 3 号議案)  
 1. 取締役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない(施行規則 74 条 1 項、2 項)。  
 (1) ~ (3) <略>  
 (4) 候補者が取締役に就任した場合において会社法施行規則 121 条 7 号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実  
 <略>

3. 社外取締役候補者の場合、以下の記載事項を追加することになる。ただし、非公開会社は(3)から(7)までの記載を要しない(施行規則 74 条 4 項)。  
 (1) ~ (5) <略>  
 (6) 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨(施行規則 74 条 4 項 6 号)  
 ①~④<略>  
 ⑤過去 2 年間に合併等により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役または監査役でなく、かつ、当該他の会社の業務執行者であったこと。  
 特定関係事業者とは、i) 当該会社の親会社ならびに当該親会社の子会社および関連会社、ii) 当該会社の主要な取引先をいう(施行規則 2 条 3 項 18 号)。これは社外取締役候補者と当該会社との利害関係を明確にするための開示である。  
 (7) ~ (9) <略>

(第 4 号議案)  
 1. 監査役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない(施行規則 76 条 1 項、2 項)。基本的には上記取締役の選任議案に準じた内

容を記載する。ただし、非公開会社は(6)以下の記載を要しない。

(1)～(6)＜略＞

(7) 候補者が監査役に就任した場合において会社法施行規則 121 条 7 号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実取締役の選任議案の場合と同様である。

＜略＞

(第 10 号議案)

1. ＜略＞

2. 従業員の報酬は株主総会の決議事項でないので、従業員に対するストックオプションの付与については株主総会決議が不要である。

また、子会社等の役職員に対して親会社がストックオプションを付与する場合も、親会社は子会社を通じて、子会社の役職員から役務・サービスを提供されているといえるばあいには、その対価として新株予約権を発行することにつき株主総会の決議は不要となる。

＜以下、略＞

変更後

(株主提案)

第 11 号議案から第 12 号議案までは株主提案によるものであります。

第 11 号議案 取締役○名選任の件

(1) 提案の内容

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
○○○○ (昭和○年○月○日生)	昭和○年○月 ○○大学卒業 昭和○年○月 ○○株式会社入社 平成○年○月 同社取締役 平成○年○月 ○○株式会社設立代表取締役 (他の法人等の代表状況) ○○株式会社代表取締役	○, ○○○株

＜略＞

【補足説明】

＜略＞

(第 3 号議案)

1. 取締役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない(施行規則 74 条 1 項、2 項)。

(1)～(3)＜略＞

(4) 候補者が取締役に就任した場合において会社法施行規則第 121 条第 7 号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

＜略＞

3. 社外取締役候補者の場合、以下の記載事項を追加することになる。ただし、非公開会社は(3)から(7)までの記載を要しない(施行規則 74 条 4 項)。

(1)～(5)＜略＞

(6) 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨(施行規則 74 条 4 項 6 号)

①～④＜略＞

⑤過去2年間に合併等により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該会社の社外取締役または監査役でなく、かつ、当該他の会社の業務執行者であったこと。

特定関係事業者とは、i) 当該会社の親会社ならびに当該親会社の子会社および関連会社、ii) 当該会社の主要な取引先をいう（施行規則2条3項19号）。これは社外取締役候補者と当該会社との利害関係を明確にするための開示である。

(7) ~ (9) <略>

(第4号議案)

1. 監査役の選任議案については、株主総会参考書類に次の事項を記載しなければならない（施行規則76条1項、2項）。基本的には上記取締役の選任議案に準じた内容を記載する。ただし、非公開会社は(6)以下の記載を要しない。

(1) ~ (6) <略>

(7) 候補者が監査役に就任した場合において会社法施行規則第121条第7号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実取締役の選任議案の場合と同様である。

<略>

(第10号議案)

<略>

2. 従業員の報酬は株主総会の決議事項でないので、従業員に対するストックオプションの付与については株主総会決議が不要である。

また、子会社等の役職員に対して親会社がストックオプションを付与する場合も、親会社は子会社を通じて、子会社の役職員から役務・サービスを提供されているといえる場合には、その対価として新株予約権を発行することにつき株主総会の決議は不要となる。

<以下、略>

Ⅷ. 議決権行使書の取扱指針

変更前	変更後
<p>&lt;指針欄&gt;</p> <p>5 取締役、監査役または会計監査人複数選任（解任）の議案についての審査</p> <p>(1) 賛否欄に表示がなく「を除く」欄に全く記載のないものは、<u>上記4.(2)により定めた取扱いに従い全候補者について賛として取り扱う。</u></p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>	<p>&lt;指針欄&gt;</p> <p>5 取締役、監査役または会計監査人複数選任（解任）の議案についての審査</p> <p>(1) 賛否欄に表示がなく「を除く」欄に全く記載のないものは、<u>全候補者について上記4.(2)により定めた取扱いに従う。</u></p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>

Ⅸ. 株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針

変更前	変更後
<p>&lt;指針欄&gt;</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 議決権行使書等に添付する書類の様式およびその取扱い</p> <p>ア~イ&lt;略&gt;</p>	<p>&lt;指針欄&gt;</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 議決権行使書等に添付する書類の様式およびその取扱い</p> <p>ア~イ&lt;略&gt;</p>

<p>ウ 議決権行使書様式モデルでは棄権欄を設けていないが、不統一行使の場合は名義上の株主が実質上の株主から棄権（abstain）の指図を受ける場合があり、その場合に備えて、本書類には棄権欄を設ける。</p> <p>この棄権欄に記載された場合は、議案に対して賛または否以外の棄権の意思表示を選択したものとして、出席議決権数に算入する取扱いとする。したがって、実質的には議案に反対の結果となる。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>	<p>ウ 議決権行使書面モデルでは棄権欄を設けていないが、不統一行使の場合は名義上の株主が実質上の株主から棄権（abstain）の指図を受ける場合があり、その場合に備えて、本書類には棄権欄を設ける。</p> <p>この棄権欄に記載された場合は、議案に対して賛または否以外の棄権の意思表示を選択したものとして、出席議決権数に算入する取扱いとする。したがって、実質的には議案に反対の結果となる。</p> <p>&lt;以下、略&gt;</p>
--	---

以上